

## 期末手当及び勤勉手当の支給月数について

人事委員会勧告に基づき、会計年度任用職員以外の職員について公民較差分として勤勉手当を次のとおり引き上げる。なお、会計年度任用職員は人事委員会勧告に基づき期末手当を次のとおり引き上げる。

### 1 支給月数

#### (1) 再任用職員及び会計年度任用職員以外の職員

年度		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R4	現行	1.200	0.950	2.150	1.200	0.950	2.150	2.400	1.900	4.300
	改定後	1.200	0.950	2.150	1.200	1.050	2.250	2.400	2.000	4.400
	現行との差	0	0	0	0	0.100	0.100	0	0.100	0.100
R5	改定後	1.200	1.000	2.200	1.200	1.000	2.200	2.400	2.000	4.400
	現行との差	0	0.050	0.050	0	0.050	0.050	0	0.100	0.100

#### (2) 再任用職員

年度		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R4	現行	0.675	0.450	1.125	0.675	0.450	1.125	1.350	0.900	2.250
	改定後	0.675	0.450	1.125	0.675	0.500	1.175	1.350	0.950	2.300
	現行との差	0	0	0	0	0.050	0.050	0	0.050	0.050
R5	改定後	0.675	0.475	1.150	0.675	0.475	1.150	1.350	0.950	2.300
	現行との差	0	0.025	0.025	0	0.025	0.025	0	0.050	0.050

#### (3) 会計年度任用職員

年度		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R4	現行	1.200	0	1.200	1.200	0	1.200	2.400	0	2.400
	改定後	1.200	0	1.200	1.300	0	1.300	2.500	0	2.500
	現行との差	0	0	0	0.100	0	0.100	0.100	0	0.100
R5	改定後	1.250	0	1.250	1.250	0	1.250	2.500	0	2.500
	現行との差	0.050	0	0.050	0.050	0	0.050	0.100	0	0.100

## 2 勤勉手当の詳細

### (1) 再任用職員以外の職員

支給期		相対評価区分による支給月数						
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分		
						A	B	C
R4.12	現行	0.950 +2 $\alpha$ +6f	0.950 + $\alpha$ +4f	0.950 +f	0.938	0.925	0.888	0.850
	改定後	1.050 +2 $\alpha$ +6f	1.050 + $\alpha$ +4f	1.050 +f	1.038	1.025	0.988	0.950
	現行との差	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100
R5.6 以降						B	C	D
	現行	0.950 +2 $\alpha$ +6f	0.950 + $\alpha$ +4f	0.950 +f	0.888	0.875	0.838	0.800
	改定後	1.000 +2 $\alpha$ +6f	1.000 + $\alpha$ +4f	1.000 +f	0.938	0.925	0.888	0.850
	現行との差	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050

### (2) 再任用職員

支給期		相対評価区分による支給月数						
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分		
						A	B	C
R4.12	現行	0.450 +2 $\alpha$	0.450 + $\alpha$	0.450	0.437	0.431	0.423	0.415
	改定後	0.500 +2 $\alpha$	0.500 + $\alpha$	0.500	0.487	0.481	0.473	0.465
	現行との差	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050
R5.6 以降						B	C	D
	現行	0.450 +2 $\alpha$	0.450 + $\alpha$	0.450	0.423	0.417	0.409	0.401
	改定後	0.475 +2 $\alpha$	0.475 + $\alpha$	0.475	0.448	0.442	0.434	0.426
	現行との差	0.025	0.025	0.025	0.025	0.025	0.025	0.025

## 3 実施時期

令和4年度分については、令和4年12月期の期末手当及び勤勉手当から、令和5年度以降分については、令和5年6月期の期末手当及び勤勉手当から適用。

勤勉手当の支給月数について

1 支給月数（市長部局のうち、校園を除く）

(1) 令和4年12月期

ア 再任用職員以外の職員

(原資) 1.050月

相対区分	技能労務職以外		技能労務職
	行政職 1～5 級相当		1～3 級
第1区分	1.162		1.210
第2区分	1.122		1.154
第3区分	1.066		1.074
第4区分	1.038		1.038
第5区分	A	1.025	1.025
	B	0.988	0.988
	C	0.950	0.950

イ 再任用職員

(原資) 0.500月

相対区分	技能労務職以外		技能労務職
	行政職 1～5 級相当		1～3 級
第1区分	0.514		0.514
第2区分	0.507		0.507
第3区分	0.500		0.500
第4区分	0.487		0.487
第5区分	A	0.481	0.481
	B	0.473	0.473
	C	0.465	0.465

## (2) 令和5年度以降

### ア 再任用職員以外の職員

(原資) 1.000月

相対区分	技能労務職以外		技能労務職
	行政職 1～5 級相当		1～3 級
第1区分	1.156		1.204
第2区分	1.093		1.125
第3区分	1.015		1.023
第4区分	0.938		0.938
第5区分	B	0.925	0.925
	C	0.888	0.888
	D	0.850	0.850

### イ 再任用職員

(原資) 0.475月

相対区分	技能労務職以外		技能労務職
	行政職 1～5 級相当		1～3 級
第1区分	0.503		0.503
第2区分	0.489		0.489
第3区分	0.475		0.475
第4区分	0.448		0.448
第5区分	B	0.442	0.442
	C	0.434	0.434
	D	0.426	0.426

## 2 勤勉手当の支給総額を超える場合の調整

上記の支給月数で支給する場合の勤勉手当支給額の総額が、条例により定められている勤勉手当の支給総額（支給対象職員の勤勉手当基礎額に扶養手当及びこれに対する地域手当を加算した額に対し、原資月数を乗じて得た額の総額）を超える場合は、超えないよう月数を調整する。

## 3 その他

原資月数の改定等がある場合は、支給月数を再計算する。